

○国立大学法人筑波技術大学大学院技術科学研究科論文審査に関する細則

平成23年6月29日  
細則第10号

最終改正 令和2年3月11日 細則第4号

国立大学法人筑波技術大学大学院技術科学研究科論文審査に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人筑波技術大学学位規程（平成22年規程第2号。以下「学位規程」という。）第5条の規定に基づき、修士課程における学位論文審査を行うために必要な事項を定めるものとする。

(学位論文の提出)

第2条 学位規程第4条に規定する学位論文（学則第67条第2項に規定する特定の課題についての研究の成果を含む。）における使用言語は、日本語または英語とし、在学期間中に研究科長に提出するものとする。なお、提出時期等は、研究科長の定めるところによる。

2 提出された学位論文等は、返還しない。

(学位論文の受理及び審査の付託)

第3条 研究科長は、前条第1項の規定により学位論文を受理したときは、大学院運営委員会（以下「運営委員会」という。）にその審査を付託するものとする。

(審査委員会)

第4条 前条の規定により学位論文の審査が付託されたときは、運営委員会は、当該研究科の教授のうちから3名の審査委員を選出し、当該学位論文の審査を行わせるものとする。

ただし、必要があるときは、当該研究科の教授以外の教員を審査委員として選出することができる。

2 運営委員会は、学位論文の審査に当たって必要と認めるときは、前項の審査委員のうち、他の大学の大学院又は研究所等（外国の大学院又は研究所等を含む。）の教員等を審査委員として選出することができる。

(審査委員会の任務)

第5条 審査委員会は、当該論文審査等の専門的な検討を行い、判定案を作成するものとする。

(審査委員会の主査及び副査)

第6条 論文審査は、主査1名及び副査2名の計3名により行う。

2 主査は、各専攻において次に掲げる研究指導の専任教員で、当該論文審査等を行うにふさわしい研究業績を有する者とし、運営委員会が認定した者とする。

(1) 産業技術学専攻及び保健科学専攻にあつては、学位申請学生の所属するコースの教員

(2) 情報アクセシビリティ専攻にあつては、専攻の教員

この場合、学位申請学生の指導教員（副指導を含む。）は主査になれない。

3 副査は、当該論文審査等を行うにふさわしい研究業績を有する研究指導の専任教員又はそれに相当すると運営委員会が認定した者とする。

この場合、学位申請学生の指導教員（副指導を含む。）1名を副査に選出することは妨げない。

(審査委員会の主査の任務)

第7条 主査は、当該審査委員会を招集し、その議長となる。

2 主査は、論文審査等の判定案を作成したときは、速やかに運営委員会に論文審査等報告書を提出するものとする。

(審査委員会の主査及び副査の任期)

第8条 主査及び副査の任期は、当該審査委員会において論文審査等の合格又は不合格が判定された日までとする。

(学位論文の審査基準)

第9条 学位論文の審査基準は、専攻ごとに研究科長が別に定める。

2 特定の課題についての研究の成果に係る審査基準は、課題の特性を考慮した上で、前項に準じるものとする。

(学位論文の審査及び最終試験)

第10条 第3条の規定により受理した学位論文については、審査及び最終試験を行う。

2 最終試験は、学位論文を中心としてこれに関連する事項について口頭又は筆記により行う。

3 学位規程第4条に規定する学位授与に係る修士論文審査等の期間は、3月以内とする。

(論文審査の判定案の報告)

第11条 前条の規定により学位論文の審査及び最終試験を終了したときは、審査委員は、論文審査の要旨に最終試験の成績を添え、運営委員会に文書で報告しなければならない。

(学位論文審査と最終試験の合否の議決)

第12条 運営委員会は、前条の報告に基づいて審議し、学位論文の審査と最終試験の合否について議決する。

2 前項の議決をするには、出席委員の3分の2以上の賛成を必要とする。

(研究科長の報告)

第13条 運営委員会が前条の議決をしたときは、研究科長は、その結果を速やかに文書で学長に報告しなければならない。

附 則

この細則は、平成23年6月29日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成27年6月24日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、令和元年7月24日から施行する。

附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。